

## 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

### 1. 趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）が改正され、被扶養者の要件に国内居住要件が追加されたことから、本改正の施行（令和2年4月1日施行）に向けて、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）について所要の改正を行う。

### 2. 改正の内容

#### （1）第2条の2（新設）

##### ○第1項

改正後の地共済法第2条第1項第2号に規定する主務省令で定める者（地共済法の被扶養者に該当しない者）を次に掲げる者とする。

- ① 日本の国籍を有しない者であって、「医療滞在ビザ」で来日した者
- ② 日本の国籍を有しない者であって、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者

##### ○第2項

改正後の地共済法第2条第1項第2号に規定する主務省令で定めるもの（日本国内に生活の基礎があると認められるものとして被扶養者に該当するもの）を次に掲げる者とする。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する組合員に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの
- ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

#### （2）第94条第1項

被扶養者の要件を備える者が第2条の2第2項各号のいずれかに該当する場合は、その旨について被扶養者申告書に記載するよう改正する。

#### （3）第101条の2

（1）の新設に伴い、所用の改正を行う。

(4) 経過措置（附則）

- ① この命令の施行により被扶養者でなくなる者であつて、施行日時時点で保険医療機関に入院している者の被扶養者の資格について、入院期間中は継続させることを規定。
- ② この命令の施行の前においても、本改正後の規定により被扶養者の要件を満たさなくなる者に係る被扶養者申告書を組合が受理できることを規定。

3. スケジュール

公布日：令和元年8月30日

施行日：令和2年4月1日（ただし、2（4）②については公布日）